

リース手法を活用した
先端設備等導入促進補償制度推進事業について

(平成27年3月改正)

経済産業省

リース手法を活用した先端設備等導入促進補償制度推進事業について

- 激しいグローバル競争等に打ち勝つためには、最先端設備の大胆な設備投資がカギとなる。
- 本スキームの導入により、企業の財務に負担をかけないリース手法の活用を促すスキームを用意する(P2、3頁参照)ことで、市場や需要の拡大のペースを見極めることが難しい先端設備への大胆な投資を促す。

直接の支援対象者

リース業を営む事業者。
(リース業を営むため新たに設立された事業者を含む。)

間接的にメリット(※)を享受する者

リース手法を活用して先端設備等を導入しようとする民間事業者。
(物品賃貸業に供するために先端設備等を導入しようとする場合は除く。)

※ 本スキームを利用して先端設備等を導入しようとする事業者には、二次利用価値(リース期間満了後に直接の支援対象者がリース物件の売却等により回収を見込んでいる金額)分を差し引いた金額でリースを受けることができる等のメリットあり。

支援期間

平成26年度～平成27年度中。

支援対象となるリース契約(要件)

- ①先端設備等(P7、8参照)をリースにより導入するための契約であること。
- ②中古品の先端設備等をリースにより導入するための契約でないこと。
- ③二次利用価値を設定したリース契約であること(リース料総額の現在価値がリース物件の取得価額の90%未満となる契約であること)。
- ④リース期間が経済的耐用年数(法定耐用年数)の75%未満となるリース契約であること。等(P5、6参照)

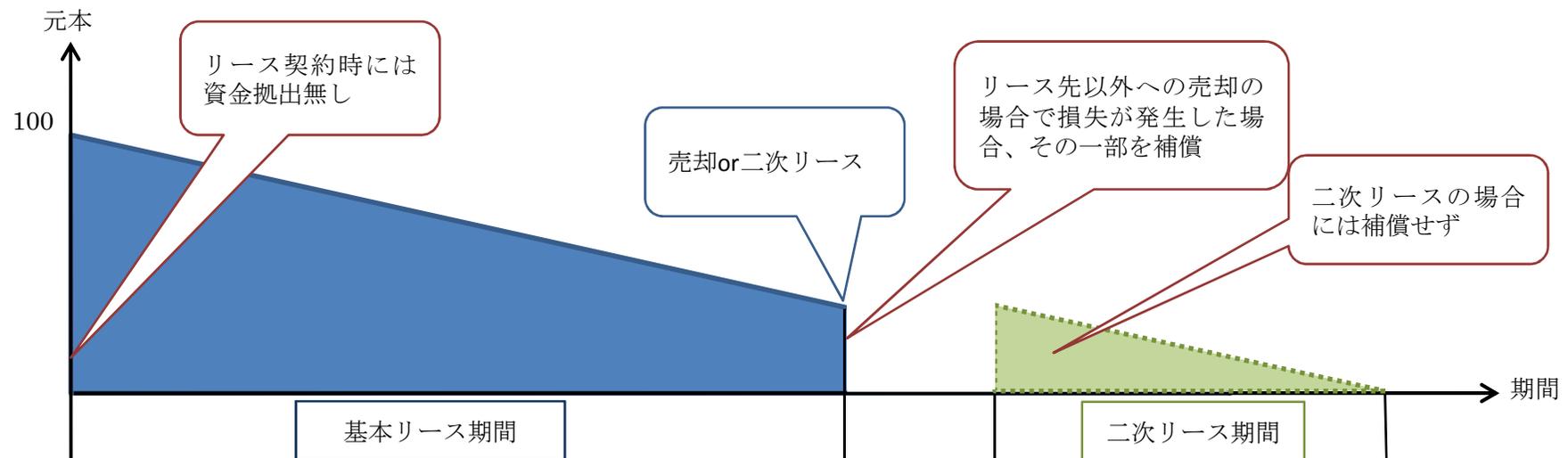
支援内容

リース業を営む事業者が、リース期間終了後、リース物件を売却した際の損失の1/2を、リース物件の購入価額の5%を上限に補填。

概要

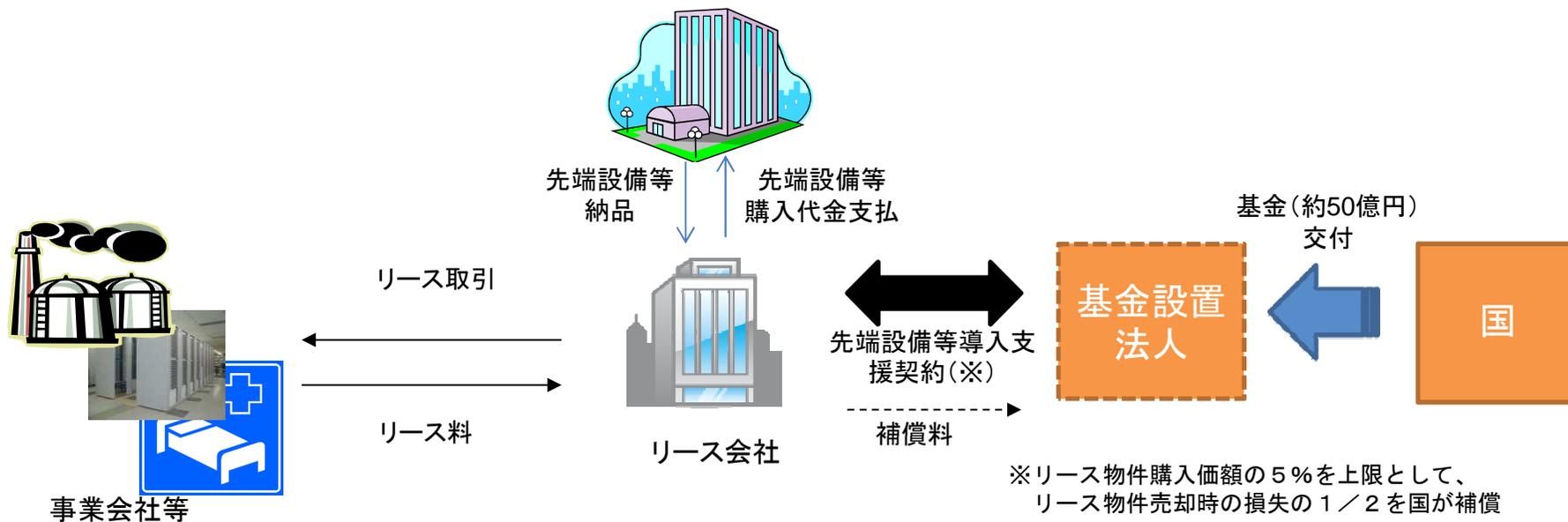
- 基金設置法人(一般社団法人低炭素投資促進機構)とリース会社において、基本リース期間満了後、1年以内にリース物件を売却した際にリース会社に損失^(注)が発生した場合に、当該損失の一部を補償することを内容とする契約(先端設備等導入支援契約)を締結。リース会社は基金設置法人に補償料を一括で支払い。
- リース会社によるリース物件の売却は、複数者への売却提案が原則(HP等の手段による一般的な売却提案も含む)。一者のみが買取りに応じた場合には、その理由と価格決定の背景となった状況について疎明。
- 基本リース期間満了時に二次リースを選択した場合、リース先にリース物件を売却した場合は、損失は補償せず。
- リース会社自身のリスク判断に基づき、リース物件の二次利用価値及びその現在価値(リース物件購入価額からリース料総額の現在価値を控除した金額、リース物件購入価額の10%超)の設定を行う。
- リース物件売却時の損失補填は、生じた損失の1/2が対象。ただし、基金設置法人による損失補填の金額は、リース物件購入価額の5%を上限とする。
- あくまで基金設置法人が負うのは二次利用価値のアセットリスクのみであり、ユーザーの信用リスクは負わない。
- 基本リース期間中のリース料は、固定型(基本リース期間中のリース料が固定されているもの、P9参照)・変動型(基本リース期間中、稼働量の実績に基づきリース料が変動するもの、P10参照)、ハイブリッド型(固定型・変動型を組み合わせたもの、P11参照)の3種類あり。

(注) リース会社がリース契約締結時に設定した、基本リース期間満了後に売却等により回収を見込んでいる金額(以下、「二次利用価値」という。)の下振れ(当初設定した二次利用価値を下回る金額でしか売却出来なかった場合)に基づく損失。



スキーム

<契約時／期中>



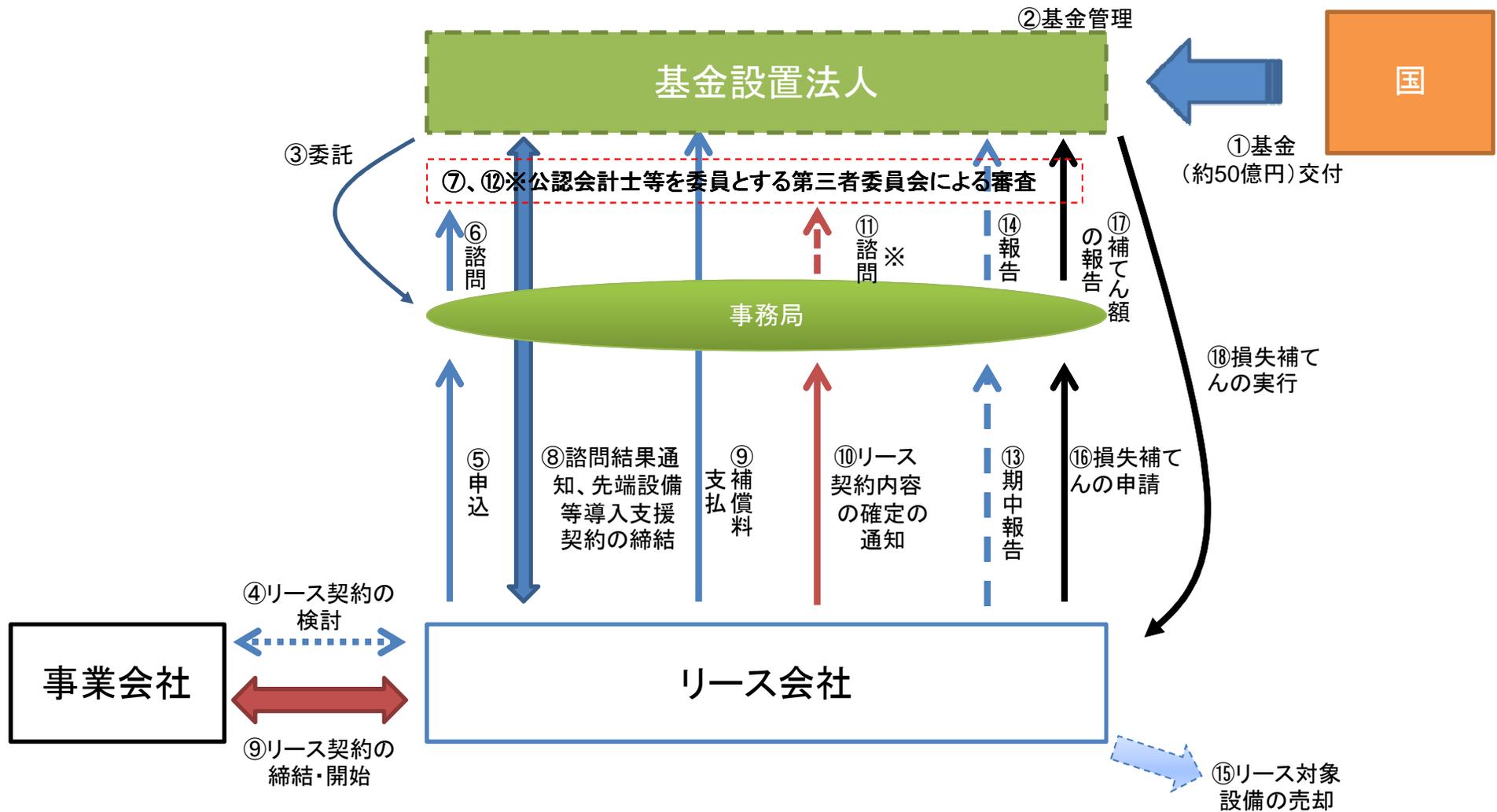
<デフォルト時>



国は事業会社等の信用リスクを負わない

基金設置法人

手続きの流れ



※ ⑪、⑫は⑩と⑧の対象物件との同質性に疑義がある場合のみ実施

対象となるリース契約の要件(1)

【主な要件】

1. **先端設備等**(注1)をリースにより導入するための契約(1つのリース契約で同種の先端設備等を複数導入する場合を含む。)であること。
2. 中古品の先端設備等をリースにより導入するための契約でないこと(注2)。
3. 日本国外において先端設備等を設置する契約でないこと。
4. リース料の総額の現在価値(リース期間及び計算利子率(注3)を用いて割り引いたもの。なお、現在価値の算定に際しては、リース料の総額から維持管理費用相当額を差し引くことができる。)が、リース対象物件の取得価額の90%未満となる契約であること。
5. 計算利子率が不当に過大でないこと。
6. リース期間が経済的耐用年数(又は法定耐用年数)の75%未満であること。
7. 先端設備等導入支援契約の申込の時点で、リース対象物件の再リース、買取りによる継続利用の意思が明らかでないこと。

(注1) 「先端設備等」の要件についてはP7、8参照。

(注2) ただし、事業者が先端設備等を購入し、当該資産をリースにより賃借するためにリース事業者に譲渡する場合において、事業者がリース事業者に代わり資産を購入することに次に掲げるような相当な理由があり、かつ、当該資産につき、立替金、仮払金等の仮勘定で経理し、事業者の購入価額によりリース事業者に譲渡するものについては、この限りではない。

- ① 多種類の先端設備等を導入する必要があるため、事業者において当該資産を購入した方が事務の効率化が図られること
- ② 輸入機器のように通関事務等に専門的知識が必要とされること
- ③ 既往の取引状況に照らし、事業者が先端設備等を購入した方が安く購入できること

(注3) 「計算利子率」とは、リース料の総額(残価保証がある場合は、残価保証額を含む。以下同じ。)と見積残存価額(残価保証がある場合は、残価保証額を除く。)の合計額の現在価値が、当該リース物件の取得価額と等しくなるような利率をいう。

対象となるリース契約の要件(2)

【その他の要件】

8. リース期間中の中途解約又は解除が原則できない契約であること。
9. 所有権がリース先に移転しないリース取引であること。
10. リース料が、以下のいずれかの種類に該当するものであること。
 - ① リース料がリース期間を通じて一定のもの
(1年間に1回以上の均等分割払いとなっているもの。以下、「固定型」という。)
 - ② リース料がリース対象物件の稼働量(当該リース対象物件の稼働時間及びその使用によって得られる生産量、生産された部素材を組み込んだ最終製品の販売に基づく売上等を含む。)により変動するものであって、当該稼働量につき、先端設備等導入支援契約の締結の申込の時点で、合理的な想定稼働量^(注)が示されているものであり、かつ、実際の稼働量が合理的な想定稼働量を上回り、当該稼働量及びその後の合理的な想定稼働量(実際の稼働量が合理的な想定稼働量を上回った時点で見直した新たな合理的な想定稼働量を含む)に基づく支払いリース料が当初設定していた合理的な想定稼働量に基づく支払いリース料に見積残存価額を加えた金額を超えることが確実となった場合には、リース料を変更するなどリース契約の内容を変更する旨の定めが置かれているもの(以下、「変動型」という。)
 - ③ 固定型と変動型を組み合わせたもの(以下、「ハイブリッド型」という。)
11. リース料の総額が300万円超であること。
12. リース期間が、1年以上15年以内の契約であること。
13. 日本円建ての契約であること。
14. 平成26年3月26日から平成28年3月31日までの期間に締結された契約であること。

(注) 「合理的な想定稼働量」とは、リース期間中において想定されるリース対象物件の稼働量(当該リース対象物件の稼働時間やその使用によって得られる生産量、生産された部素材を組み込んだ最終製品の販売に基づく売上等を含む。)であり、当該稼働量が、一定の根拠を持ち、かつ適切な社内承認を得た事業会社のリース対象物件の稼働計画に基づき、発生可能性の高いものとして算出されたものをいう。

対象設備の要件(1)

- 「先端設備等」とは産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二条第十八項に規定する先端設備等(設備等の先端性についてはP8参照)であり、かつ、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和四十年三月三十一日大蔵省令第十五号。以下「耐用年数省令」という。)で定める機械及び装置、又は器具及び備品のうち、別表(P8参照)で掲げるものをいう。

【産業競争力強化法第2条第18項における定め】

- ・ この法律において「先端設備等」とは、先端的な技術を活用した設備、機器又は装置であって、将来におけるその価格の変動が著しく不確実なものであり、かつ、産業競争力の強化に資するものとして経済産業省令で定めるものをいう。

【経済産業省令(経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第6条)における定め】

- ・ 法第二条第十八項の産業競争力の強化に資する設備等として経済産業省令で定めるものは、国内において事業の用に供するものであって、リース契約(同条第十九項^(注)に規定するリース契約をいう。)の対象となる設備、機器又は装置の使用開始日(同項に規定する使用開始日をいう。)の時点において、使用期間(同項に規定する使用期間をいう。)の満了後におけるその価格の合理的な予測が困難なものであり、かつ、事業の生産性の向上又は国内外における新たな需要の開拓に資するものとする。

産業競争力強化法	経済産業省令
先端的な技術を活用した設備、機器又は装置	—
将来におけるその価格の変動が著しく不確実なもの	リース契約の対象となる設備、機器又は装置の使用開始日の時点において、使用期間の満了後におけるその価格の合理的な予測が困難なもの
産業競争力の強化に資するもの	国内において事業の用に供するもの
	事業の生産性の向上に資するもの 又は 国内外における新たな需要の開拓に資するもの

(注) 産業競争力強化法第2条第19項: 「この法律において「リース契約」とは、対価を得て先端設備等を使用させる契約であって、先端設備等を使用させる期間(次項第一号において「使用期間」という。)の開始の日(以下この項及び次項第二号において「使用開始日」という。)以後又は使用開始日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいう。」

対象設備の要件(2)

【別表】…耐用年数省令上の分類

種類	用途又は細目
機械及び装置	全て
器具及び備品	電子計算機(当該電子計算機の記憶装置にサーバー用のオペレーティングシステム(ソフトウェアの実行をするために電子計算機の動作を直接制御する機能を有するサーバー用のソフトウェアをいう。)が書き込まれたもの)
	放送用設備
	電話設備その他の通信機器
	試験又は測定機器
	医療機器
	上記以外のもの(既存の「用途又は細目」に該当せず(耐用年数省令別表第一の器具及び備品のうち、「11」の「その他のもの」又は「12」に該当するものは除く)、類似品や比較対象となるものがない新たに生じた器具及び備品であって、先端的な技術を活用したものであり、かつ、事業の生産性の向上又は国内外における新たな需要の開拓に資するもの)
<u>建物附属設備(※)</u>	<u>電気設備(照明設備を含む。)</u>
<u>(※) ただし、リース会社が建物を所有していない場合、構造上建物と一体不可分と看做されるものは除く</u>	<u>給排水又は衛生設備及びガス設備</u>
	<u>冷房、暖房、通風又はボイラー設備</u>

【設備等の先端性について】

●導入を希望する「先端設備等」が、

- (1) 製造機器メーカー等の最新のカatalogに掲載されているもの(及びそれをベースにカスタマイズしたもの)
- (2) 製造機器メーカー等の最新のカatalogに掲載されていないものであっても、「最新モデル」(①販売以降、当該設備より新しい同種同用途のモデルは販売されていない又は②販売開始年度が取得等をする年度及びその前年度であるモデル)であって、当該設備の一代前モデルと比較して、生産効率や精度、エネルギー効率その他の性能が改善されているもの

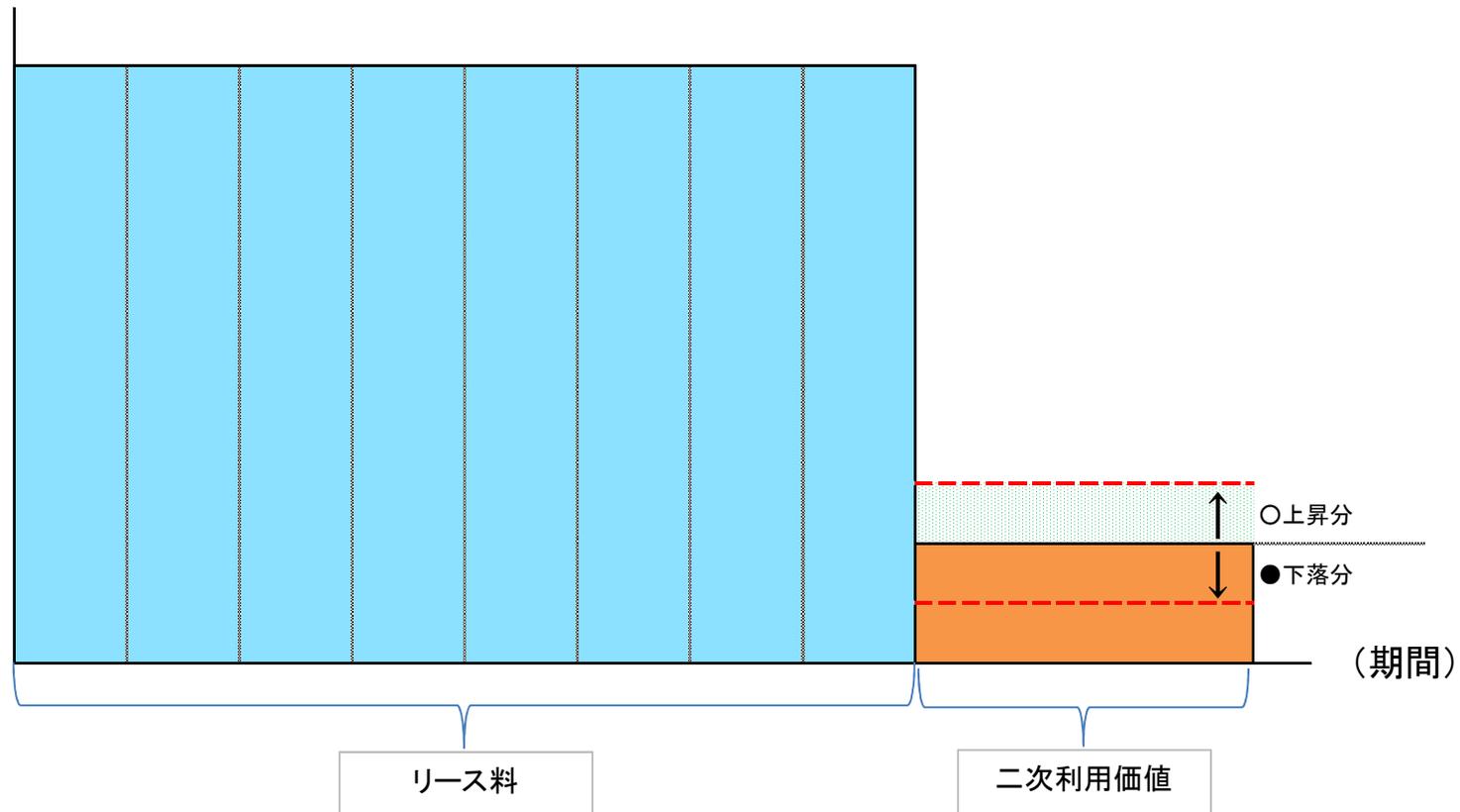
に該当する場合には、産業競争力強化法第二条第十八項に規定する「先端的な技術を活用した設備、機器又は装置」に該当するものと取り扱う。

リース料の種類 ①定額型

➤ リース料の種類は以下3パターンを想定。

【定額型】

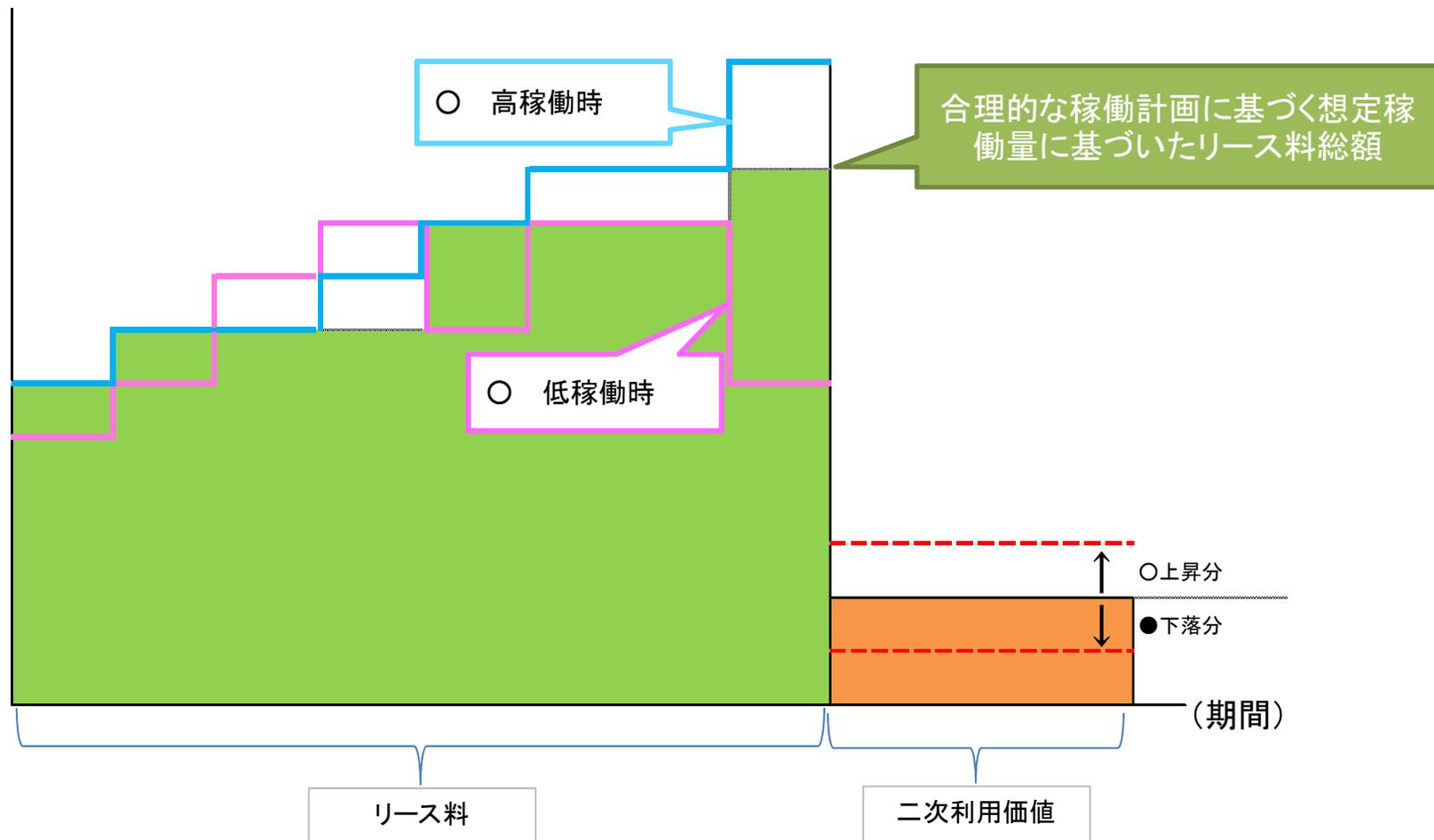
(リース料の水準)



リース料の種類案 ②変動型

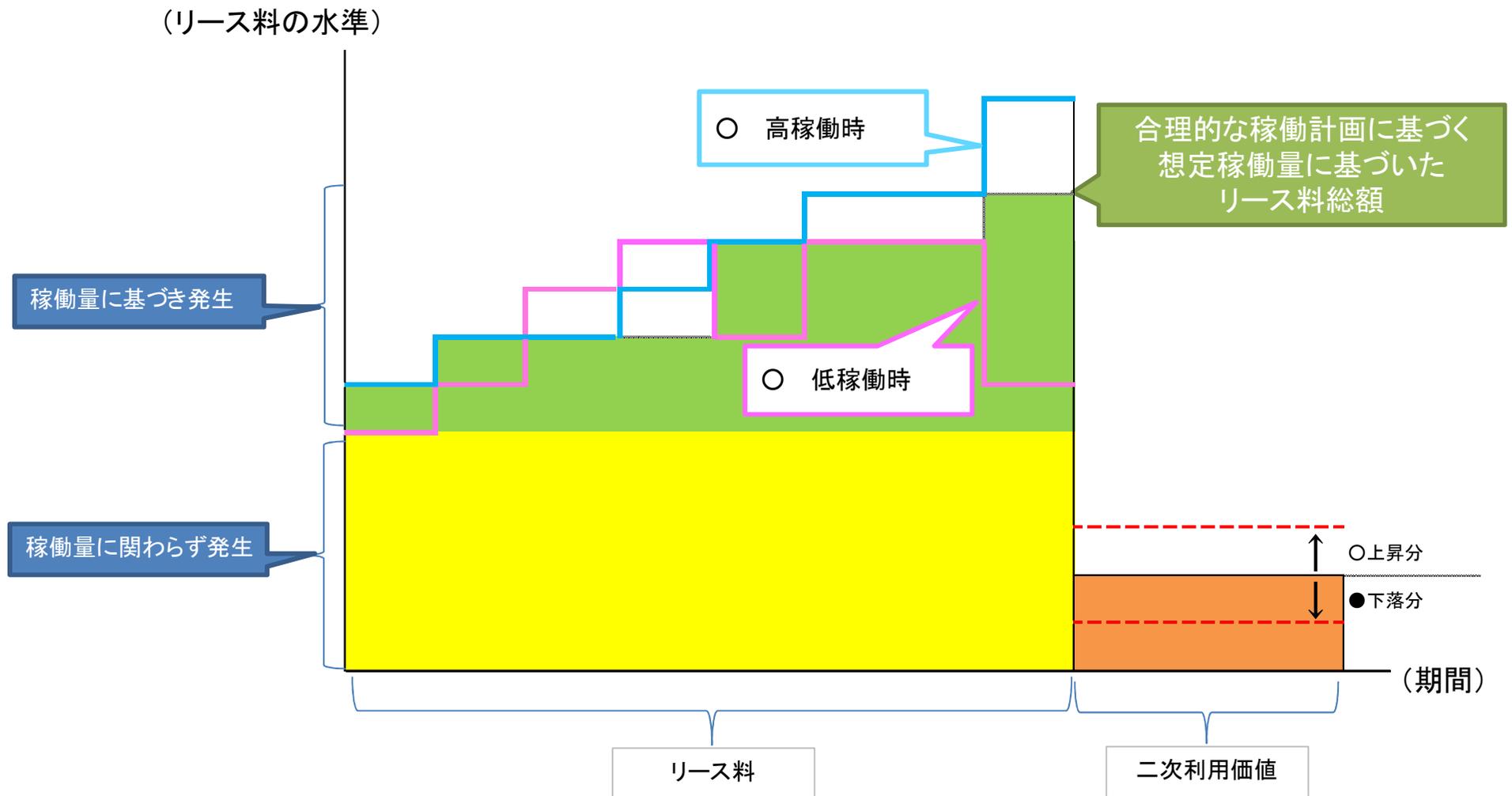
【変動型】

(リース料の水準)



リース料の種類案 ③ハイブリッド型

【ハイブリッド型】



問い合わせ先

●担当連絡先

「リース手法を活用した先端設備等導入促進補償制度推進事業」事務局
株式会社野村総合研究所 業務革新コンサルティング部
担当 中間、上田

(Mail: lease-jimu@nri.co.jp、TEL:03-5533-3355)

※受付時間 平日9:30～12:00及び13:00～17:00

本事業専用Webページ:

https://www.nri.com/jp/products/consulting/m_consulting/koubo/index.html

※上記Web上で、適宜情報を更新予定

●制度に関するお問い合わせ

経済産業省

経済産業政策局 産業資金課

(直通 03-3501-1676)